

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年6月23日

担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長	水野 治
	需給調整事業第二課長補佐 主任需給調整指導官	竹内 典子 茅野 考人 内山 剛
	電話	03-3452-1474
	FAX	03-3452-5361

民間人材ビジネスに対する指導監督状況をとりました

～ 延べ4, 348事業所に指導監督を実施、1事業主に対して行政処分 ～

東京労働局(局長:辻田 博)は、令和4年度における民間人材ビジネス(労働者派遣事業、職業紹介事業、請負事業等)に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

<令和4年度指導監督の概要>

【行政処分】

☆ 有料職業紹介事業を営む1事業主に対して事業停止命令等を発出。

【行政指導】

☆ 労働者派遣事業延べ3, 437事業所、職業紹介事業延べ688事業所、請負事業等延べ223事業所(計延べ4, 348事業所)に対して、指導監督を実施。(表1参照)

☆ 指導監督を行った事業所に対する是正指導(文書指導)を、労働者派遣関係3, 115件、職業紹介関係459件、請負事業等関係88件(計3, 662件)実施。(表2参照)

I 行政処分の実施状況

令和4年度は、職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「職業安定法」という。)に基づき、1事業主に対して行政処分を行いました。

- ・有料職業紹介事業停止命令(職業安定法第32条の9第2項)……………1件
- ・有料職業紹介業務改善命令(職業安定法第48条の3第1項)……………1件

	事業区分	処分理由	処分内容	処分日
1	有料職業紹介事業者	提出期限を経過しているにもかかわらず、指導に従うことなく、事業報告書を提出しなかった。	○事業停止命令 ○業務改善命令	令和4年6月16日

II 行政指導の実施状況

表1 指導監督を実施した延べ事業所数

	令和4年度	令和3年度	対前年度比
計	4,348 事業所	3,999 事業所	8.7%
労働者派遣事業	3,437 事業所	3,123 事業所	10.1%
請負事業	183 事業所	109 事業所	67.9%
職業紹介事業	688 事業所	687 事業所	0.1%
その他	40 事業所	80 事業所	▲50.0%

表2 是正指導(文書指導)を行った件数

	令和4年度	令和3年度	対前年度比
計	3,662 件	2,312 件	58.4%
労働者派遣事業	3,115 件	1,911 件	63.0%
請負事業	62 件	40 件	55.0%
職業紹介事業	459 件	352 件	30.4%
その他	26 件	9 件	188.9%

表3 主な指導内容

(1) 労働者派遣事業に関するもの

① 派遣元事業主に対する指導内容

○労使協定の締結(労働者派遣法第30条の4第1項)	・労使協定の内容に不備がある。
○就業条件の明示(労働者派遣法第34条第1項)	・就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備がある。
○派遣元管理台帳(労働者派遣法第37条第1項)	・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○比較対象労働者の待遇等に関する情報提供(労働者派遣法第26条第9項)	・派遣先から情報提供を受けていない。
○マージン率等の情報提供(労働者派遣法第23条第5項)	・関係者に対しマージン率等の情報提供が適切に行われていない。

② 派遣先に対する指導内容

○派遣先管理台帳(労働者派遣法第42条第1項)	・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。
○派遣可能期間の制限に抵触する日の通知(労働者派遣法第26条第4項)	・通知の内容に不備がある、あるいは通知をしていない。
○比較対象労働者の待遇等に関する情報提供(労働者派遣法第26条第7項)	・派遣元事業主へ情報提供していない。

(2) 請負業者、発注者に対する指導内容

○労働者供給事業の禁止(職業安定法第44条)	・請負契約と称して、実態は労働者を供給し、又は受け入れている。
○労働者派遣契約等(労働者派遣法第26条第1項等)	・労働者派遣契約を適正に締結していない。 ・派遣元・派遣先管理台帳を備えていない。

(3) 職業紹介事業者に対する指導内容

○労働条件の明示(職業安定法第5条の3第1項)	・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを適切に明示していない。
○帳簿書類の備付け(職業安定法第32条の15)	・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載に不備がある。
○取扱職種等の範囲等の明示(職業安定法第32条の13)	・取扱職種の範囲を明示していない。 ・手数料、苦情の処理に関する事項などを明示していない。

